

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年3月13日

南丹市長

市町村名 (市町村コード)	南丹市 (262137)
地域名 (地域内農業集落名)	八木町東地域 (青戸、西田、観音寺、屋賀、北屋賀、氷所、日置、刑部、北広瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月5日 ～ 令和6年12月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・離農者が増え農業者は60歳以上が多く高齢化も進んでいるが、就農者への集積が進んでいるため遊休農地の増加は進まないと思われる。しかし、草刈り等の管理作業が膨大となるため、農地所有者が手助けする仕組みの構築が課題である。
・地域住民の高齢化、人口減少から生じる農業者の減少、担い手不足が課題である。
・農地の基盤整備ができておらず、農道・水路が崩壊寸前の箇所が存在するので交付金等活用し、修繕を図ることが必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・当地域は稲作が主であるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を進める。
・地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手の農地利用を進めるため必要な条件を整備して地域と一体となって農地を利用していく体制を作る。
・5年、10年が経過した場合、自身で耕作されない農地が増加することから、それらの農地を預かり地域の農事組合にて米作りを担うことを模索しているが、収益があり経営が成り立つ仕組み作りが必要と考え、検討を進めている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	304.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	301.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地中間管理機構を活用して認定農業者認定農業者や認定新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地中間管理機構を活用しているのは現在一部の者に限定されているが、今後は積極的に活用していきたい。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農用地大区画化等の基盤整備事業の実施は多くの地区で考えていないが、一部地区で農道や幹線水路が崩壊寸前の状況にきているため、補助事業に応募する予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
認定農業者・生産組合を中心として集約圃場を耕作する。又、それぞれの担い手組織から下請け担い手として、保有圃場とプラス圃場の耕作を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
田植作業・収穫作業は担い手が引き受けて、乾燥作業・粃摺り作業し農業協同組合若しくは、同作業を行う事業体に委託する仕組みを構築していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないように防護柵を設置する。

②減化学肥料として八木バイオエコロジーセンターの堆肥・液肥を使用し、化学肥料削減を行いコスト削減する。植木剪定により不要な木々や竹炭散布を行い有機肥料栽培も実施する。

③スマート農業の取り組みを進めているが、今後も積極的に導入を推進する。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況等を考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。